

公益財団法人 国際湖沼環境委員会 旅費規則

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人国際湖沼環境委員会（以下「当財団」という。）の役員および職員（以下「職員等」という。）が職務のために行う旅行に対する旅費の支給に関して、必要な事項を定めるものとする。

(旅費の支給)

第2条 職員等が当財団の職務に伴い出張し、または赴任した場合には、該当職員等に対し旅費を支給する。

2 職員等またはその家族が次の各号のいずれかに該当する場合には、該当各号に掲げる者に対し旅費を支給する。

(1) 職員等が出張または赴任のための旅行中に退職、免職、失職または休職（以下「退職等」という。）となった場合には、当該職員

(2) 職員等が出張または赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員等が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3ヶ月以内にその住居地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故または災害その他やむを得ない事情により概算払いを受けた旅費額の全部または一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で再度支給することとする。

4 職員等以外の者が当財団の依頼に応じて講義、講演、調査、通訳、助言等のため、旅行した場合には、その者に旅費を支給する。

(旅行命令等)

第3条 職員等が出張または赴任のために旅行する場合には、公益財団法人国際湖沼環境委員会事務決裁規則第3条にかかる別表その1に定める決裁権者のうち旅行命令にかかる権者（以下「旅行命令権者」という。）が発する旅行命令または業務遂行上に必要な理事長等が発する旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

2 旅行命令等は、電信、電話、郵便等による連絡手段によっては職務の円滑な遂行を図ることのできない場合で、かつ、職務上旅費の支給が妥当と判断される場合に限り、これを発することができる。

(旅費の種類)

第4条 諸費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料、食卓料、渡航雑費および死亡手当とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、旅程に応じ旅客運賃等により支給する。

- 3 船賃は、水路旅行について、旅程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、旅程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。）旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 6 旅行雑費は、外国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額により支給する。
ただし、外国旅行にあつて移動のみに要した日に限つては半日当たりの支給とする。
また、国内旅行において、目的地から宿泊先までの経路の確認が困難な場合には、定額を支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの上限額以内の実費額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行および航空旅行中の夜数に応じて1夜当たりの定額により支給する。
- 9 渡航雑費は、外国への出張に伴う雑費について、実費額により支給する。
- 10 死亡手当は、第2条2項3号の規定に該当する場合について、支給する。当該死亡手当の額は、理事長が定める。

（旅費の計算）

- 第5条 旅費は、最も合理的で経済的な一般的経路および方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、職務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も合理的で経済的な一般的経路または方法によつて旅行しがたい場合には、その現によつた経路および方法によつて計算する。
- 2 旅費の計算において円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第6条 削除

第7条 旅行者が同一地域に滞在する場合における外国旅行の旅費は、その地域に到達した日の翌日から起算して、滞在日数30日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の1に相当する額、滞在日数60日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の2に相当する額、滞在日数100日を超える場合にはその超える日数について定額の10分の3に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。

第8条 1日の旅行において、旅行雑費の定額または宿泊料の上限額を異にする理由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費または宿泊料を支給する。ただし、職務上の必要その他特別の事情がある場合で、且つ理事長または旅行命令権者が認める場合に限る。

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下「運賃」という。）、急行料金および特別車両料金ならびに座席指定料金とする。

- (1) 運賃の等級を2段階に区分する線路による旅行の場合には、下位の等級の運賃
 - (2) 運賃の等級をもうけない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
 - (3) 特急料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金
 - (4) 第2号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行の場合には、同号に規定する運賃および前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金
 - (5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号または第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金および前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、支給する。
- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
 - (2) 普通急行列車または準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの
- 3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

- 第10条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃および棧橋賃を含む。以下「運賃」という。）、寝台料金および特別船室料金ならびに座席指定料金による。
- (1) 運賃の等級を3段階に区分する船舶による旅行の場合には、中級の運賃
 - (2) 運賃の等級を2段階に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
 - (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
 - (4) 職務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3項に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金
 - (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃および前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金
 - (6) 座席指定料金を徴する船舶を運航する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃および料金のほか、座席指定料金
- 2 前項第1号または第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。
- 3 第1項第5号に規定する特別船室料金は、特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行で、職務上の必要その他特別の事情がある場合で、且つ理事長または旅行命令権者が認める場合に限り、支給する。

(航空運賃)

第11条 航空賃は、現に支払った旅客運賃および特別座席料金とする。ただし、外国旅行にあつては、最も合理的で経済的な一般的経路によるものとし、当財団財務規則に基づく価格比較により最も低廉な旅客運賃によるものとする。

2 航空賃は、職務上の必要または天災その他やむを得ない事情により最も合理的で経済的な一般的経路または方法によって旅行し難いため航空機を利用した場合に限り、支給する。

3 特別座席料金の額は、次の各号に定める基準とする。ただし、職務上の必要その他特別の事情がある場合で、且つ理事長または旅行命令権者が認める場合に限り、この限りでない。

(1) 運賃の等級を2以上の段階に区分する航空路による旅行の場合には、最下位の運賃

(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空路の利用に要する運賃

(車賃)

第12条 車賃の額は、その乗車に要する運賃とする。

2 自家用自動車等（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車および同条第3項に規定する原動機付自転車のうち、公益財団法人国際湖沼環境委員会自家用自動車の業務使用に関する取扱要領に定める手続きを行ったものをいう。以下同じ。）による旅行の場合の車賃の額は、前項の規定にかかわらず、1キロメートルにつき20円とする。

3 前項の車賃は、全路程を通算して計算する。

4 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

5 職務上の必要または天災その他やむを得ない事情により有料道路等の料金を必要とした場合は、理事長または旅行命令権者が認める場合に限り、支給する。

(旅行雑費)

第13条 外国旅行における旅行雑費の額は、別表第2の表による額とする。

2 国内旅行における旅行雑費は支給しない。ただし、国内旅行の場合であっても、旅行雑費を支給することが妥当であり、かつ理事長または旅行命令権者が認める場合にあっては、支給することができるものとする。

(宿泊料)

第14条 国内旅行における宿泊料の上限額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の表による額とする。

2 外国旅行における宿泊料の上限額は、宿泊地の区分に応じた別表第2の表による額とする。

3 宿泊料は、職員等が職務のために行う旅行において、職務上の必要または災害その他やむを得ない事情により宿泊した場合に限り、同条に規定する上限額以内の実費額を支給する。

(食卓料)

第15条 国内旅行における食卓料は、1夜につき2,100円とする。

2 食卓料は、宿泊に要する費用とは別に夕食および朝食にかかる食費を要する場合に限り、支給する。

3 外国旅行における食卓料は、1夜につき6,600円とする。

第16条～17条の3 削除

(渡航雑費)

第18条 渡航雑費の額は、旅行者の予防接種、旅券交付手数料および査証手数料、外貨交換手数料、空港利用料ならびに入出国税の実額による。

(遺族の旅費)

第19条 第2条第2項第2号および3号の規定により支給する旅費は、職員等が出張中に死亡した場合には、遺族の居住地から帰住地までの往復に要する旅費とする。

2 前項に規定する旅費の支給を受ける遺族は、死亡した職員等の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹ならびに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族とし、同記述の順序により支給する。また、同順位者がある場合には、年長者を優先する。

3 同条により支給する旅費は、次の各号により計算した鉄道賃、船賃、航空運賃、車賃および食卓料とする。

(1) 12歳以上の者については、職員等相当の全額。

(2) 12歳未満6歳以上の者については、前号の2分の1に相当する額。

(3) 6歳未満の者については、同項第1号の3分の1に相当する額。

(旅費の調整)

第19条の2 理事長は、旅行者が当該旅行における特別の事情または当該旅行の性格上、この規則の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅費の実費を超えた旅費または通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費またはその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

(その他)

第19条の3 当財団が受託または助成を受ける事業等において、その委託または助成を行

う団体等により旅費の算定基準が定められている場合において、当該事業の旅費を支給する場合においては、当該委託または助成を行う団体等の基準により旅費を支給することとする。

(細則)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

付則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付則

この規則は、平成25年12月1日から施行する。

付則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

別表第1 内国旅行の旅費

1. 宿泊料（上限額）

区分	金額
甲地	1夜につき 10,900円
乙地	同 9,800円

備考 1 この表中甲地とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市および神戸市のうち理事長が定める地域その他これらに準ずる地域をいい、乙地とは、その他の地域を言う。

2 固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地に宿泊したものとみなす。

別表第2 外国旅行の旅費

旅行雑費（定額）

宿泊料（上限額）

区分	金額	区分	金額
指定都市	1日につき 7,200円	指定都市	1夜につき 22,500円
甲地	同 6,200円	甲地	同 18,800円
乙地	同 5,000円	乙地	同 15,100円
丙地	同 4,500円	丙地	同 13,500円

備考 1 指定都市とは、次の地域をいう。

シンガポール、ロス・アンジェルズ、ニュー・ヨーク、サン・フランシスコ、ワシントン、ジュネーヴ、ロンドン、モスクワ、パリー、アブ・ダビー、ジェッダ、クウェイト、リアドおよびアビジャンの地域。

2 甲地とは、次の地域をいう。

北米地域、欧州地域および中近東地域のうち指定都市の地域以外の地域。

3 乙地とは、指定都市、甲地および丙地の地域以外の地域をいう。

4 丙地とは、次の地域をいう。

アジア地域（日本、シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシア、インドネシア、大韓民国、フィリピン、ブルネイおよび香港を除く。）、中南米地域、大洋洲地域、アフリカ地域および南極地域のうち指定都市の地域以外の地域。

5 船舶または航空機による旅行（外国を出発した日および外国に到着した日の旅行を除く。）の場合における旅行雑費の定額は、丙地について定める額とする。